

令和5年10月31日

大和市下水道運営審議会会長 殿

大和市長 古谷田 力



大和市下水道使用料の改定について（諮問）

大和市下水道条例第17条第1項の規定により算定する使用料の額を、別紙のとおり改定したいので意見を求めます。

改定理由

下水道使用料については、平成30年度の改定から5年経過することを踏まえ、令和7年度以降の財政状況を考慮して、下水道経営の健全化と適正な利用者負担を図ります。

1. 下水道使用料改定の内容

今回の改定は、令和7年度から令和9年度における現行下水道使用料収入による汚水処理経費の財源不足の一部を下水道使用料改正により賄うものであり、平均改定率を23.34%とし、今後も下水道事業運営の健全化を図ります。

● 1カ月当たりの下水道使用料表（案）税抜き

区分	基本使用料		超過使用料		1 m ³ につき
	汚水排除量	金額	汚水排除量		
一般汚水	8 m ³ 以下の分	833 円	8 m ³ を超え	15 m ³ までの分	138 円
			15 m ³ を超え	25 m ³ までの分	154 円
			25 m ³ を超え	50 m ³ までの分	171 円
			50 m ³ を超え	100 m ³ までの分	196 円
			100 m ³ を超え	200 m ³ までの分	232 円
			200 m ³ を超え	300 m ³ までの分	248 円
			300 m ³ を超え	500 m ³ までの分	265 円
			500 m ³ を超え	1,000 m ³ までの分	307 円
		1,000 m ³ を超える分		326 円	
浴場汚水	汚水排除量 1 m ³ につき		17 円		
水泳場汚水	汚水排除量 1 m ³ につき		131 円		

2. 改定実施時期 令和7年4月1日（予定）